

事務局説明資料（個別事案）

令和5年6月9日

消費者庁消費者政策課取引デジタルプラットフォーム消費者保護室

「電動アシスト自転車」と称する製品

○前提

「電動アシスト自転車」と称して販売されている製品が道路交通法上の「駆動補助機付自転車」に該当するためには、人がペダルを踏む力とモーターによる補助力の比（アシスト比率）が

- ・ 10km/h未満の速度では最大で1:2
- ・ 10km/h以上24km/h未満の速度の場合では走行速度が上がるほどアシスト比率が徐々に減少
- ・ 24km/h以上の速度では補助力が0

などの基準を満たす必要がある。

こうした基準に適合しない製品は、道路交通法上は自転車ではなく「原動機付自転車」に該当するおそれがある。なお、原動機付自転車に該当する場合は道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合しないため、道路を通行させることはできない。

（参考）

○消費者庁・国民生活センター（令和5年4月19日公表）：「電動アシスト自転車」と称し販売された製品でも、道路交通法の基準に適合しない場合は道路の通行をやめましょう！－まずは、お持ちの銘柄を確認しましょう！－

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_068/assets/consumer_safety_cms205_230419_01.pdf

https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20230419_1.pdf

○警察庁（令和5年4月19日公表）：道路交通法の基準に適合しない「電動アシスト自転車」と称する製品について

https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/pdf/20230419motor_assisted_bicycle.pdf

「電動アシスト自転車」と称する製品

- ・令和5年4月19日に国民生活センター、消費者庁が公表した資料中の2つの製品。
- ・当該資料では、国民生活センターにおいてアシスト比率の測定を行った結果、2つの製品のアシスト比率は、道路交通法の定める駆動補助機付自転車の基準の上限を大きく超えており、事故につながるおそれがあり危険とされている。

SYLPHIDE700C (シルフィード700C)



GRAN BATTEMENT (グランビート)



※写真は消費者庁公表資料から抜粋

○駆動補助機付自転車に該当しないにもかかわらず、取引DPF上も含めて「電動アシスト自転車」と称して販売されている製品に関し、問題があると考えられる場合

- ① 時速24キロ以上で補助力が0とならないことがあるにもかかわらず、電動アシスト自転車であると記載
- ② アシスト機能に加え、完全な電動機能（フル電動機能）を有しているにもかかわらず、電動アシスト自転車であると記載
- ③ ①又は②の性能を有する、つまり原動機付自転車に該当する可能性があるにもかかわらず、自転車として公道走行可能と記載
- ④ ①又は②の性能を有する、つまり原動機付自転車に該当する可能性があるにもかかわらず、自転車として防犯登録を求めると記載

「電動アシスト自転車」と称する製品

○問題があると考えられる表示の具体例

- ① 時速24キロ以上で補助力が0 とならないことがあるにもかかわらず、電動アシスト自転車であると記載

電動自転車 電動アシスト自転車 折りたたみ電動自転車
坂登45度 防水IP54 免許や車両登録も不要 通勤 通学

250Wモーターは、時速25kmのスピードと80N・mのトルクで、30度の急斜面やほとんどの道路状況を克服する電動アシスト自転車を提供することが可能です。36V 20Ahのリチウムイオンバッテリーとの組み合わせで、最大45kmの航続距離を実現。試行錯誤を重ねたは、トレッキングやライドなど、さらなるチャレンジに寄り添います。

- ② アシスト機能に加え、完全な電動機能（フル電動機能）を有しているにもかかわらず、電動アシスト自転車であると記載



【商品仕様】

- ・展開サイズ:128×53×100cm
- ・折りたたみサイズ:75×39×69cm
- ・速度モード:3モード切替可能
- ・パワー:250W
- ・バッテリー容量:36V 7.5AH
- ・最高速度:25km/h
- ・航続距離(フル電動時):約35km
- ・航続距離(アシストモード):約70km
- ・坂登り:25度まで
- ・走行モード:フル電動モード・アシストモード・自転車モード

電動アシスト自転車

3段変速
折りたたみ



「電動アシスト自転車」と称する製品

○問題があると考えられる表示の具体例

- ③ ①又は②の性能を有する、つまり原動機付自転車に該当する可能性があるにもかかわらず、自転車として公道走行可能と記載

弾力性に優れ、パンクしないので悪路でも快適な乗り心地を実現し、クギなどが刺さっても抜けばそのまま走行できます。優れた耐衝撃性とフロントロック 優れた耐衝撃性と耐衝撃性、安定性に優れ、圧迫感なく地面を歩いてもすぐに使用できます。

フル電動アシスト/ペダル機能があり

バッテリーは取外し可能なので、バッテリーだけを室内に持ち帰って充電ができます。重さも3.5kg程なので持ち運びも楽。

20インチ 折りたたみ **電動 アシスト自転車**

電動 自転車 モベット 電動アシスト 折りたたみ 20インチ フル
アルミフレーム 保証付き ライト付 7段階変速ギア 公道で走れる
送料無料

- ④ ①又は②の性能を有する、つまり原動機付自転車に該当する可能性があるにもかかわらず、自転車として防犯登録を求めると記載



【航続距離70km・5段ギア】5段変速ギア：1速(時速10km)/2速(時速15km)/3速(時速25km)/4速(時速35km)/5速(時速45km)・大容量10Ahリチウムバッテリーを内蔵して遊ぶのを更に楽しく！一回フル充電して最大70キロメートル使用可能。(アシストモード:70Km/フル電動モード:35Km ※道路状況により変動します。)電池寿命：3年以上、電池保証：6ヶ月。バッテリー&充電器はPSEマークを取得しており、安心にご利用ください。

【3wayモード対応】フル電動&アシスト&ペダル。悪路/山登り/ドライバー/街回り/通勤/通学、坂道、平坦路から急勾配までスイスイ快適に走行できる。

防犯登録について：法律により防犯登録が義務付けられています。購入後、登録所(自転車販売店)でお手続きください。登録所については、お近くの都道府県公安委員会にお問い合わせください。では防犯登録の受付は承っておりません。

【参考条文】

○道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～七 （略）

八 車両 自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。

九 （略）

十 **原動機付自転車** 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車、遠隔操作型小型車及び歩行補助車等以外のものをいう。

十一 （略）

十一の二 自転車 ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車、小児用の車及び歩行補助車等以外のもの（**原動機を用いるものにあつては、人の力を補うため原動機を用いるものであつて内閣府令で定める基準に該当するもの**を含み、移動用小型車及び遠隔操作により通行させることができるものを除く。）をいう。

十一の三～二十三 （略）

2・3 （略）

（整備不良車両の運転の禁止）

第六十二条 車両等の使用者その他車両等の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、その装置が道路運送車両法第三章若しくはこれに基づく命令の規定（同法の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車については、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十四条第二項の規定による防衛大臣の定め。以下同じ。）又は軌道法第十四条若しくはこれに基づく命令の規定に定めるところに適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等（次条第一項及び第七十一条の四の二第二項第一号において「整備不良車両」という。）を運転させ、又は運転してはならない。

（無免許運転等の禁止）

第六十四条 何人も、第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで（第九十条第五項、第百三条第一項若しくは第四項、第百三条の二第一項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第百三条第四項の規定により運転免許の効力が停止されている場合を含む。）、自動車又は原動機付自転車を運転してはならない。

2・3 （略）

【参考条文】

○道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）（抄）

（原動機付自転車の総排気量等の大きさ）

第一条の二 法第二条第一項第十号の内閣府令で定める大きさは、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については〇・〇五〇リットル、定格出力については〇・六〇キロワットとし、その他のものにあつては、総排気量については〇・〇二〇リットル、定格出力については〇・二五キロワットとする。

（人の力を補うため原動機を用いる自転車の基準）

第一条の三 法第二条第一項第十一号の二の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 人の力を補うために用いる原動機が次のいずれにも該当するものであること。

イ 電動機であること。

ロ 二十四キロメートル毎時未満の速度で自転車を走行させることとなる場合において、人の力に対する原動機を用いて人の力を補う力の比率が、（１）又は（２）に掲げる速度の区分に応じそれぞれ（１）又は（２）に定める数値以下であること。

（１）十キロメートル毎時未満の速度 二（三輪又は四輪の自転車であつて牽けん引されるための装置を有するリヤカーを牽けん引するものを走行させることとなる場合にあつては、三）

（２）十キロメートル毎時以上二十四キロメートル毎時未満の速度 走行速度をキロメートル毎時で表した数値から十を減じて得た数値を七で除したものを二から減じた数値（三輪又は四輪の自転車であつて牽けん引されるための装置を有するリヤカーを牽けん引するものを走行させることとなる場合にあつては、走行速度をキロメートル毎時で表した数値から十を減じて得た数値を三分の十四で除したものを三から減じた数値）

ハ 二十四キロメートル毎時以上の速度で自転車を走行させることとなる場合において、原動機を用いて人の力を補う力が加わらないこと。

ニ イからハまでのいずれにも該当する原動機についてイからハまでのいずれかに該当しないものに改造することが容易でない構造であること。

二 原動機を用いて人の力を補う機能が円滑に働き、かつ、当該機能が働くことにより安全な運転の確保に支障が生じるおそれがないこと。

ステロイドが検出された健康茶

○概要

インターネット通信販売で販売されていた健康茶に、医薬品成分のステロイド（デキサメタゾン）が含まれていたことが判明し、国民生活センターが消費者に対して注意喚起を実施した。

これらの商品は、

- ①「無承認無許可医薬品」に該当するおそれがあると考えられること（商品1～3）
- ② 通信販売サイト等上に、特定の疾患（花粉症）に効果があるかのような、医薬品的な効能効果と受け取れる表示があること（商品1）

から、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）上問題があると考えられる。

※なお、薬機法の観点からは販売業者を管轄する地方公共団体が当該販売業者を調査中である。

（参考）

- 国民生活センター（令和5年4月12日公表）：
花粉症への効果をほのめかした健康茶にステロイドが含有
－飲用されている方は、医療機関にご相談を－
https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20230412_1.pdf
- 国民生活センター（令和5年5月17日公表）：
ステロイドが検出された健康茶の類似商品でも検出！
－検出された銘柄を飲用されている方は、医療機関にご相談を－
https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20230517_2.pdf

【商品1】
ジャムー・ティー・ブラック



【商品2】
ジャムー・ティー・ブラック（ジャムーティーブレンド ショウガ+）
（無糖タイプ）



【商品3】森濃混合茶
（微糖タイプ）



※写真は国民生活センター公表資料から抜粋

【参考条文】

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）（抄）

（販売、授与等の禁止）

第五十五条 第五十条から前条まで、第六十八条の二第一項、第六十八条の二の三、第六十八条の二の四第二項又は第六十八条の二の五の規定に違反する医薬品は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。ただし、厚生労働省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

2 第十三条の三第一項の認定若しくは第十三条の三の二第一項若しくは第二十三条の二の四第一項の登録を受けていない製造所（外国にある製造所に限る。）において製造された医薬品、第十三条第一項若しくは第八項若しくは第二十三条の二の三第一項の規定に違反して製造された医薬品又は第十四条第一項若しくは第十五項（第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）、第十九条の二第四項、第二十三条の二の五第一項若しくは第十五項（第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二の十七第四項若しくは第二十三条の二の二十三第一項若しくは第七項の規定に違反して製造販売をされた医薬品についても、前項と同様とする。

（承認前の医薬品、医療機器及び再生医療等製品の広告の禁止）

第六十八条 何人も、第十四条第一項、第二十三条の二の五第一項若しくは第二十三条の二の二十三第一項に規定する医薬品若しくは医療機器又は再生医療等製品であつて、まだ第十四条第一項、第十九条の二第一項、第二十三条の二の五第一項、第二十三条の二の十七第一項、第二十三条の二十五第一項若しくは第二十三条の三十七第一項の承認又は第二十三条の二の二十三第一項の認証を受けていないものについて、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない。